

梢水共に一百三名

嘉靖三十六年（一五五七）二月初九日

右の執照は存留在船通事陳繼成等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 執照

1-30-19

世子尚元の、赴京の官員の接回のため使者馬加泥等を遣わす

執照（一五五八、一、二二）

琉球国中山王世子尚元、朝京の官員を接回する事の為にす。

本国は嘉靖三十六年（一五五七）に貢期に適當すれば、特に正議大夫蔡廷会・長史蔡朝器等を差つかわし、海船及び本国の小船共に二隻に坐駕して礼儀を装載し、進貢し謝恩せしむ。福建布政使司の例に照らして小船を摘か発し先に回かえらしめて以て遠望を慰むるを蒙る。今照らずに、原差もとわせる長史蔡朝器・使者尹徳美・通事鄭祐並びに人伴烏刺瑞、表を齎し京に赴けば、船無くして以て回国し難し。

此の為に今、特に使者・通事等の官の馬加泥等を差わし、宇字五号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して本国の小船一隻に坐駕し、福建等の地方に前去し、長史蔡朝器等を接回して回国せしむ。如し経過の関津把隘とくろの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実けんじつに遇

ば、即便に放行し、留難して因つて遅候して使ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開ひらす

使者二員 馬加泥 馬南比 人伴四名

通事一員 沈文 人伴二名

管船火長・直庫二名 林華 越都郎

梢水共に一百三十八名

嘉靖三十七年（一五五八）正月二十一日

右の執照は通事沈文等に付し、此れに准ぜしむ

朝京の官員を
接回する事の為にす 執照

1-30-20

世子尚元の、冊封の勅書を迎接するため長史梁炫等を遣わす

執照（一五五八、一〇、一〇）

琉球国中山王世子尚元、勅書を迎接す等の事の為にす。

近ごろ長史蔡朝器等を差つかわし、請封の事もて奏聞せしむるに、已に、欽差しんさの給事中・行人等の官の海船に坐駕し国に到りて封建せしむ等の因あるを蒙る。理として合に上年の封建の事例に照依すべし。今、特に長史梁炫、使者吳中城、都通事金昇・鄭憲等を差わし、本国の小船一隻に坐駕し、夷梢を率領して福建の処所に